

公 示 送 達 書

令和8年7月10日

佐 世 保 市 長 宮 島 大 典

下記の書類は送達を受けるべき者の住所、居所、事務所、事業所等が不明のため送達することができません。

そのため、高齢者医療の確保に関する法律第112条の規定により、地方税法第20条の2の規定を準用し公示送達します。

この書類は佐世保市長が保管していますので、いつでも送達を受けるべき者の申し出に応じ、交付いたします。

書類の名称及び送達を受けるべき者 公示送達一覧（後期高齢者医療保険料）のとおり

公示送達一覧（後期高齢者医療保険料）

NO,	書類の名称	送達を受けるべき者
1	後期高齢者医療保険料仮徴収額変更決定通知書（公示のみ分）	湊 昌子